辰野町肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際情勢に伴う原油価格高騰の影響により肥料価格等が高騰し、経営を圧迫されている農業者に対し、緊急対策として肥料・農薬・飼料購入費の一部を助成することで農業経営の安定と継続を図るため、予算の範囲内で肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、辰野町補助金等交付規則(昭和54年辰野町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 辰野町内に農地を有する個人又は辰野町内に本社を置く法人であること。
- (2) 令和5年度中に出荷・販売し、令和6年度中も営農を継続している者又は令和6年から営農し、同年中に出荷・販売している者
- (3) 水稲、果樹、野菜又は花きの栽培並びに繁殖、肥育、酪農又は養鶏により出荷・販売するために肥料・農薬・飼料を購入している者
- (4) 町税、料金等に未納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間における肥料・農薬・飼料の購入費用(支払が完了したものに限る。以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は次の各号に掲げる額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り 捨てた額とする。
 - (1) 肥料・農薬の購入 肥料の補助対象経費の総額に10分の2を乗じて得た額及び農薬の補助対象 経費の総額に10分の2.5を乗じて得た額に3,000円を加えた額
 - (2) 飼料の購入 繁殖・飼育・酪農の場合は牛1頭当たり5,000円、養鶏の場合は飼料1トン当たり3,000円とする。ただし、養鶏の場合は100羽以上の養鶏に限る。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、肥料・農薬の購入の場合は、 辰野町肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援補助金交付申請書兼実績報告書(肥料・農薬用)(様式第1 号)を、飼料の購入の場合は、辰野町肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援補助金交付申請書兼実績報 告書(飼料用)(様式第2号)を令和7年2月28日までに町長へ提出しなければならない。 (補助金の交付決定及び確定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、辰野町肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援事業補助金交付決定書兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知した後、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

- 第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付をした補助金を返還させることができる。
 - (1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。